

No.	審議会等名称【県の区分】	総委員数	女性委員	割合(%)	根 拠 法 等		所管
-----	--------------	------	------	-------	---------	--	----

【1-1 地方自治法180条の5に規定されている委員会等の委員】

1	中野市教育委員会	5	1	20.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	4年	学教
2	中野市選挙管理委員会	4	1	25.0	地方自治法	25.6.22	選管
3	中野市監査委員	2	0	0.0	地方自治法	4年	監査
4	中野市固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	地方税法	23.5.10	固定
4	① 小 計	14	2	14.3			

地方自治法202条の3 【1-2 法律・条例等により設置されている審議会等の委員】

1	中野市防災会議	34	0	0.0	災害対策基本法 中野市防災会議条例	規定なし	庶務
2	中野市民生委員推薦会	14	3	21.4	民生委員法	25.8.26	福祉
3	中野市国民健康保険運営協議会	16	2	12.5	国民健康保険法 中野市国民健康保険条例	23.8.14	福祉
4	中野市水防協議会	10	1	10.0	水防法 中野市水防協議会条例	25.3.31	消防
5	中野市博物館協議委員会	6	1	16.7	中野市博物館条例	2年	博物
6	中野市都市計画審議会	14	2	14.3	都市計画審議会条例	24.4.30	都市
7	中野市環境審議会	16	5	31.3	中野市環境審議会条例	23.6.2	環境
8	中野市文化財保護審議会	5	0	0.0	地方自治法 文化財保護法 中野市文化財保護条例	23.4.30	生涯
9	中野市社会教育委員	10	4	40.0	社会教育法、社会教育委員条例	23.4.30	生涯
10	中野市公民館運営審議会	20	6	30.0	中野市公民館条例	23.6.30	公民
11	中野市立図書館協議会	9	6	66.7	中野市立図書館条例	23.5.31	図書
12	中野市青少年問題協議会	18	3	16.7	地方青少年問題協議会法 中野市青少年問題協議会条例	23.5.31	子育て
13	中野市豊田地域審議会	15	5	33.3	市町村の合併の特例に関する法律	25.3.31	地域
13	② 小 計	187	38	20.3			

【2-1 法律により設置されている委員】

1	中野市民生児童委員協議会	110	62	56.4	民生委員法	25.11.30	福祉
2	人権擁護委員	9	4	44.4	人権擁護委員法	3年	人権
2	③ 小 計	119	66	55.5			
19	① ② ③ 合計	320	106	33.1			

地方自治法202条の3 【1-2-2 6 上記以外の審議会等の委員】

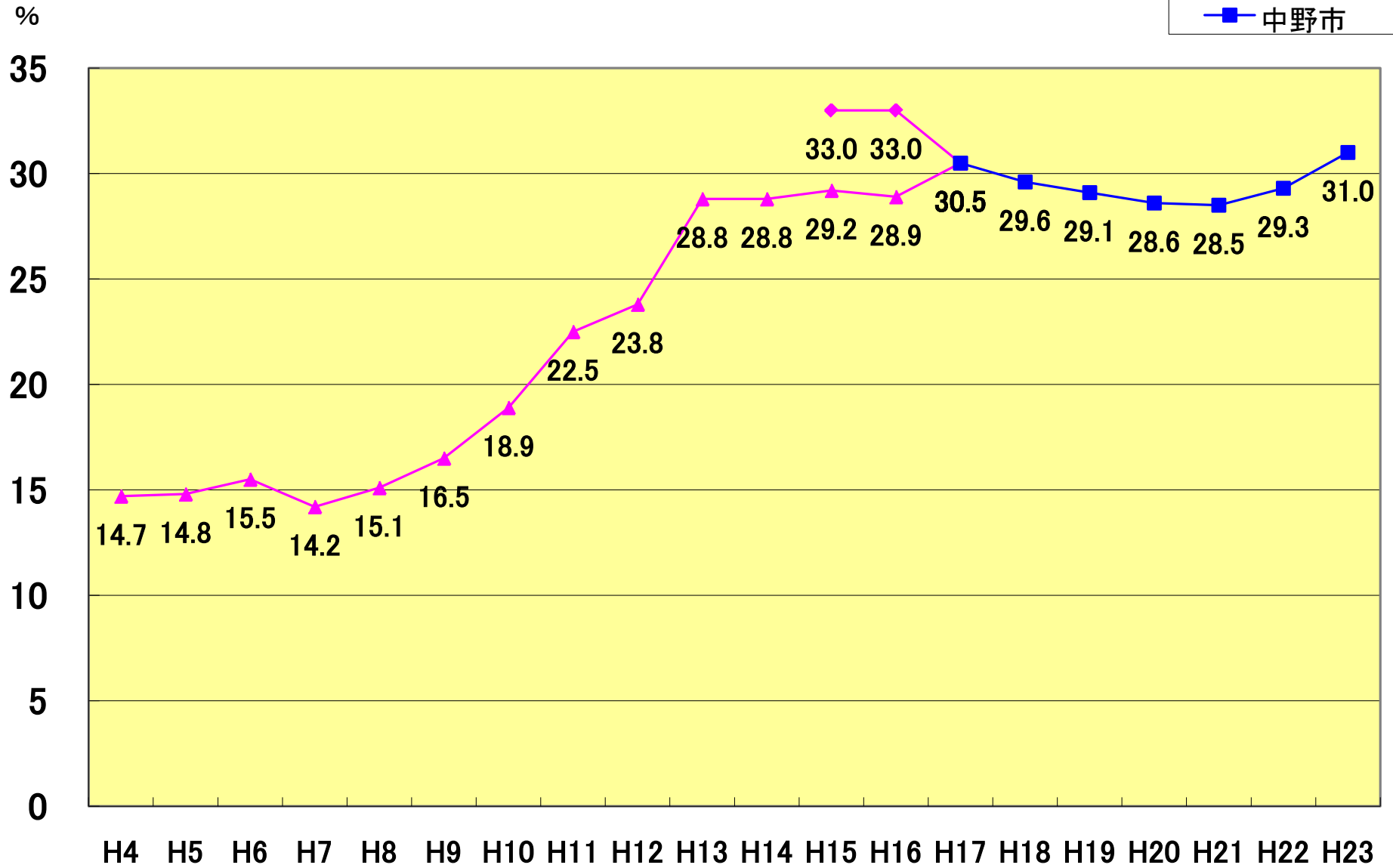
1	行政相談委員	3	1	33.3	行政相談委員法	25.3.31	庶務
2	中野市表彰審査委員会	5	1	20.0	中野市表彰条例	規定なし	庶務
3	中野市総合計画審議会	25	8	32.0	中野市総合計画審議会条例	24.9.29	政策
4	中野市保育所運営審議会	8	5	62.5	中野市保育所運営審議会条例	25.3.31	保育
5	中野市児童センター運営委員会	8	5	62.5	中野市児童センター条例	23.5.31	子育て
	中野市商工業振興審議会	0	0	0.0	中野市商工業振興条例	基準日 委嘱無し	商工
	中野市観光振興審議会	0	0	0.0	中野市観光振興審議会条例	基準日 委嘱無し	商工

平成23年4月1日現在 女性の公職参画状況調査

()は委員の任期が異なる

No.	審議会等名称【県の区分】	総委員数	女性委員	割合 (%)	根 拠 法 等		所管
6	中野市勤労青少年ホーム運営委員会	6	3	50.0	中野市勤労青少年ホーム条例	23.6.30	商工
7	中野市働く婦人の家運営委員会	7	6	85.7	中野市働く婦人の家条例	23.6.30	商工
8	中野市水道事業運営審議会	9	4	44.4	中野市水道事業運営審議会条例	24.3.2	下水
9	中野市就学指導委員会	10	5	50.0	中野市就学指導委員会条例	23.4.30	学教
10	学校給食センター運営委員	9	2	22.2	学校給食センター運営委員条例	23.6.30	給食
11	中野市少年育成センター運営協議会	18	4	22.2	中野市少年育成センター条例	23.5.31	子育
12	中野市少年育成委員	80	17	21.3	中野市少年育成センター条例	23.4.24	子育
13	中野市交通安全推進協議会	32	0	0.0	中野市交通安全条例	規定なし	市民
14	選挙管理委員 補充員	3	0	0.0	地方自治法	25.6.22	選管
15	中野市行政改革推進委員会	13	6	46.2	中野市行政改革推進委員会条例	24.3.31	政策
16	中野市情報公開等審査会	5	2	40.0	中野市情報公開等審査会条例	24.10.11	庶務
17	中野市放送番組審議会	10	3	30.0	中野市情報通信施設条例	24.3.31	政策
18	中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会	14	4	28.6	中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例	24.6.30	人権
19	中野市特別職報酬等審議会	9	2	22.2	中野市特別職報酬等審議会条例	23.7.19	庶務
20	中野市健康づくり推進協議会	16	5	31.3	中野市健康づくり推進協議会設置要綱	25.3.31	健康
21	中野市社会就労センター運営委員会	6	1	16.7	中野市社会就労センター規則	25.3.31	福祉
22	中野市人権センター運営委員	12	2	16.7	中野市人権センター運営要綱	23.6.30	人権
	中野市農業経営生産対策推進会議				中野市農業経営生産対策推進会議要綱	廃止	農政
23	中野市美術品取得審査委員会	5	0	0.0	中野市美術品取得審査委員会要綱	23.9.30	文庫*
	中野市歴史民俗資料館専門委員				中野市歴史民俗資料館規則	歴史民俗資料館無くなったため無し	博物館
24	中野市中山晋平記念館専門委員	3	1	33.3	中野市中山晋平記念館規則	25.3.31	中山
	中野市文化財保護協力員			0.0	中野市文化財保護協力員要綱	廃止	生涯
25	中野市体育指導委員	20	5	25.0	中野市体育指導委員規則	25.3.31	文庫*
26	中野市立図書館図書選定委員	5	3	60.0	中野市立図書館規則	23.9.30	図書
27	高野辰之記念館専門委員	3	1	33.3	中野市高野辰之記念館規則	25.3.31	高野
28	中野市生涯学習推進会議	23	6	26.1	中野市生涯学習推進会議規則	23.4.30	生涯
29	中野市賞じゅつ金等審議会	6	0	0.0	中野市消防等賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	25.3.31	消防
30	中野市介護保険事業運営協議会	18	4	22.2	中野市介護保険事業運営協議会設置要綱	23.12.20	高齢
31	中野市男女共同参画審議会	11	6	54.5	中野市男女共同参画推進条例	2年	男女
32	中野市次世代育成支援対策地域協議会	20	12	60.0	次世代育成支援対策推進法	25.3.31	子育
32	④ 小 計	422	124	29.4	委員会等の数 総合計	女性を含む委員会数	左の割合
51	総 合 計	742	230	31.0		51	43 84.3
13	② 小 計	187	38	20.3	地方自治法202条の3【1-2 法律・条例等により設置されている審議会等の委員】		
32	④ 小 計	422	124	29.4	地方自治法202条の3【1-2-26 上記以外の審議会等の委員】		
					地方自治法第202条の2に基づく委員会等の数 小計②+④	女性を含む委員会数	
45	小 計 ②+④	609	162	26.6		45	39 86.7

審議会等における女性の登用率



平成23年度 中野市男女共同参画社会づくり事業実施要領

1 目的

少子高齢化、経済活動の進展に伴い、男女の人権を尊重し、社会の対等な構成員として個性と能力を発揮し、共に責任を担い合う社会づくりを目指した取り組みが求められています。

また、市民一人ひとりが、長い歴史や慣習の中で形づくられた性差による差別を解消し「男女が真に平等で、互いに認め合い、共に支え合う意識づくりと行動」が必要です。

中野市男女共同参画社会づくり実行委員会では、中野市民に情報や学習の機会の提供を行い、総合的な男女共同参画社会の形成を推進することを目的とします。

2 事業内容

男女共同参画社会づくりに対する認識を広く市民に深めるための事業を実行委員会において企画、運営する。

(講演会、パネルディスカッション、体験発表、意見発表会等)

3 実行委員会

- (1) 団体等からの推薦委員及び識見を有する者によって組織する、中野市男女共同参画社会づくり実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。
- (3) 実行委員会の事務局は、中野市くらしと文化部男女共同参画推進室に置く。

(4) 実行委員の構成団体等及び選出人数 (順不同)

基準等①市内に在住で、男女共同参画社会づくりに関心のある方

②約1年間の事業実行(会議は昼間)に従事できる方

③平成23年5月20日(金)までに所定の用紙で推薦

(裏面へ)

- ・ 中野市男女共同参画審議会 1 1 名
- ・ 中野青年会議所 1 名
- ・ 中野市ママさんバレーボール連盟 1 名
- ・ 中野市女性団体連絡協議会 1 名
- ・ 中野市老人クラブ連合会 1 名
- ・ なかの男女共生市民会議 2 名
- ・ ふるさと虹の会 1 名
- ・ 中野市農村女性活動推進委員会 1 名
- ・ その他本事業に賛同する団体等 若干名

(5) 市関係担当 (各団体「事務局」等の担当者)

- ・ 健康づくり課 (健康づくり) 1 名
- ・ 高齢者支援課 (高齢者支援) 1 名
- ・ 子育て課 (子育て支援) 1 名
- ・ 人権政策課 (人権教育の推進) 1 名
- ・ 農政課 (農村女性対策) 1 名
- ・ 生涯学習課 (生涯学習の推進) 1 名
- ・ 中央公民館 (地域文化の推進) 1 名
- ・ 商工観光課 (労働環境の整備) 1 名
- ・ 学校教育課 (学校教育の推進) 1 名

市長を囲んで ふれあいトーク開催要領

1 はじめに

少子高齢化、経済活動の進展に伴い、男女の人権を尊重し、社会の対等な構成員として個性と能力を発揮し、共に責任を担い合う社会づくりを目指した取り組みが求められています。

また、市民一人ひとりが、長い歴史や習慣の中で形づくられた性差による差別を解消し「男女が真に平等で、互いに認め合い、共に支え合う意識づくりと行動」が必要です。

中野市でも各種地域懇談会等を開催しておりますが、出席者のほとんどは男性であり、女性が気軽に出席できる雰囲気づくりが課題であります。

2 目的

女性の市政への理解と関心を高め、男性と共に真のパートナーとして中野市を支える市民の一人であることの自覚と、自立（エンパワーメント）の促進のため女性の意見を聴き、今後の市政に反映させることにより、住みよい地域づくりを推進することを目的とします。

3 日 時 平成23年6月29日（水）午後 1時30分～ 3時

4 場 所 中野市人権センター 会議室

5 テーマ 「中野市からみた原発問題」
—市長と語ろう 今思うこと—

6 参加対象者 市内在住、または在勤の市民

【参加者の募集】

- ① 「交差点」、記者クラブ、音声告知放送、による公募
- ② 小中学校PTAへ通知
- ③ 中野商工会議所青年部
- ④ 中野商工会議所女性会

⑤ 中野青年会議所

⑥ J A女性部

⑦ J A青年部

等へ広く呼びかける

7 市側関係者 市長、くらしと文化部長

8 日 程 午後 1:30～1:35 開 会 (くらしと文化部長)
午後 1:35～2:05 市長の話 (市長)
午後 2:05～2:55 質疑・討論 (進行 男女共同参画推進室長)
午後 2:55～3:00 閉 会 (くらしと文化部長)

8 託 児 無 料

9 参加申込 参加希望者は 6 月 17 日(金)までに男女共同参画推進室へ住所・氏名・電話番号・託児の可否を電話等によりお申込み下さい。

〒383-0025 中野市三好町一丁目4番27号
(人権センター内)
中野市 くらしと文化部 男女共同参画推進室
担当：山崎尚美
TEL 22-2111 (内線254) FAX 26-2641
メール danjo@city.nakano.nagano.jp

平成23年度 男女共同参画 パワーアップ講座 実施要領
— すてきな地域にするために、輝く自分にしませんか —

1 はじめに

少子高齢化、経済活動の進展に伴い、今や、男女の人権を尊重し、社会の対等な構成員として個性と能力を発揮し、共に責任を担い合う社会づくりを目指した取り組みが求められています。

また、市民一人ひとりが、長い歴史や習慣の中で形づくられた性差による差別を解消し「男女が真に平等で、互いに認め合い、共に支え合う意識づくりと行動」が必要です。

2 目的

この講座は、“男の役割” “女の役割”等のジェンダー（社会的性差）に敏感な視点を養うため、男女共同参画について学び、また、行政に関する様々な情報について広く学んでいくことを目的とします。

3 開催日時 平成23年7月から10月までの間に6回（予定）

4 場所 中野市役所会議室ほか

5 講座内容 別記参照

6 受講料 無料

7 その他 すべての講座に託児（保育）を用意いたします。（無料）

8 受講者 ①各地区区長会からの推薦
・中野地区4名 ・その他地区各2名 26名
②PTA連合会 若干名
③その他 若干名

9 推薦及び申込み期限 6月24日（金）までに男女共同参画推進室へ

中野市 くらしと文化部 男女共同参画推進室
（中野市人権センター内）（担当）山崎 尚美
TEL 22-2111（内線254）FAX 26-2641
メール danjo@city.nakano.nagano.jp

平成23年度 男女共同参画パワーアップ講座

(予定)

	月 日	時間	内 容	会 場
第1回目	7月13日(水)	13:30 14:00 (~15:30) 15:40 (~16:00) 16:00 16:50	開講式 自己紹介 講演会 「男と女のいい関係」 講師 馬場 よし子 先生 議会の仕組みと役割について (議会事務局中野まなびい塾) 第4回の講座内容について(協議)	市役所 (31号会議室) 市議会議場 市役所 (31号会議室)
第2回目	8月10日(水)	13:30 ~15:30	研修会(実技) アサーティブについて 「自分も相手も大切に自己表現法」	中野市 人権センター (会議室)
第3回目	9月上旬	10:00 ~正午	議会傍聴 (市政一般質問)	市議会議場 (傍聴席及び 第3委員会室)
第4回目	10月上旬	(午後)	講演内容は未定 (受講者の要望を取り入れた講座)	
第5回目	10月下旬	12:30 ~17:30	(8:00 市役所出発) 「男女共同参画のための研究と実践 の交流推進フォーラム」の参加 (21:00市役所到着)	埼玉県嵐山町 (国立女性教育会館)
第6回目	11月上旬	13:30 14:30 15:00	市長講話 内容未定 中野市長 小田切 治世 全講座を振り返って (受講生感想等) 閉講式	中野市 人権センター (会議室)

男女共同参画推進 出前講座 実施要領

1 目 的

少子高齢化の進行、情報化や国際化の進展など、大きく変化する社会環境のなかで男女の人権を尊重し、社会の対等な構成員として個性と能力を発揮し、共に責任を担い合う社会づくりが求められています。

しかし未だに日常生活において“男の役割”と“女の役割”を決めつけて、窮屈にしていることが数多く見受けられます。

市民一人ひとりが、長い歴史や慣行の中で形づけられた性差による差別を認識し、男女が真に平等で互いに認め合い、支え合うことについて啓発するため、地域や団体に出向いて講座を開催いたします。

2 事業内容 講演会、懇談会など。

3 対象者 地区、企業、グループ等。

(ただし、収益や政治・宗教の表現を目的とする集会は除く。)

4 実施期日 平成23年4月～平成24年2月

5 実施場所 申込者の希望する場所（市内の公的施設に限る）

6 実施方法 事前に申込書を男女共同参画推進室へ提出する。
講師の謝礼、チラシの印刷等は市で（原則）負担するが、会場確保等は申込者で行う。

平成22年度

男女共同参画推進 出前講座

	日時、会場	主催、出席者	内 容	講 師
1	4月28日(金) 午後7時 豊田人権センター	ふるさと虹の会 14人	講座 「認知症の予防について」 「男女共同参画社会づくり」	健康長寿課 保健師 高橋秀子さん 男女共同参画推進室推進係長
2	5月13日(木) 午前11時 総会会場	信濃中野法人会 28人	講演会 「男女共同参画での社会づくり」	長野県教育委員会 心の支援室 人権教育推進員 宮下英子さん
3	5月23日(日) 午後4時30分 田麦公民館	田麦分館 30人	講演会 「こわい運動不足病」 「男女共同参画社会づくり」	レクレーションコーディネーター 上級体操指導員 春原輝明さん 男女共同参画推進室推進係長
4	6月20日(日) 午後3時 上小田中集落センター	上小田中分館 32人	講演会 「中野市の生活習慣病について」 「男女共同参画社会づくり」	健康福祉部健康長寿課 保健師 高野由梨 男女共同参画推進室推進係長
5	6月21日(月) 午前10時15分 ぼんぼこの湯和室	新保クヌギの会 26人	講演会 「男女共同参画での社会づくり」	長野県教育委員会 心の支援室 人権教育推進員 宮下英子さん
6	6月27日(日) 午後7時 新野区公民館	新野区・新野分館 25人	講演会「共に生きる」 —男も女も、高齢者も若者も— (人権教育懇談会と共催)	長野県教育委員会 心の支援室 人権教育推進員 宮下英子さん
7	7月17日(土) 午後7時30分 草間公会堂	草間区・草間分館 25人	講演会 「自分の健康は自分で守る」 「男女共同参画社会づくり」	レクレーションコーディネーター 上級体操指導員 春原輝明さん 男女共同参画推進室推進係長
8	8月1日(日) 午後7時 栗和田コミュニティセンター	栗和田分館 31人	講座「はつらつと生きるために」 —腰痛・ひざ痛の予防と緩和— 「男女共同参画社会づくり」	健康運動指導士 諏訪直人さん 男女共同参画推進室推進係長
9	10月30日(土) 午後7時 東山団地集会所	東山分館 17人	講演会 「自分の健康は自分で守る」 「男女共同参画社会づくり」	レクレーションコーディネーター 上級体操指導員 春原輝明さん 男女共同参画推進室推進係長
10	11月12日(金) 午後7時 日和集会所	日和分館 17人	講演会 「ちょっとからだを動かしてみませんか？」 「男女共同参画社会づくり」	レクレーションコーディネーター 上級体操指導員 春原輝明さん 男女共同参画推進室推進係長
11	12月5日(日) 午後3時 越構造改善センター	越区・越分館 30人	講演会「共に生きる」 —男も女も、高齢者も若者も— (人権教育懇談会と共催)	長野県教育委員会 心の支援室 人権教育推進員 宮下英子さん
12	12月13日(月) 午後7時 深沢コミュニティセンター	深沢区・深沢分館 15人	講座「家庭における男女の役割」 「男女共同参画社会づくり」 (人権教育懇談会と共催)	男女共同参画推進室 女性相談員 男女共同参画推進室推進係長
13	12月14日(火) 午後7時 赤岩公民館	赤岩区・赤岩分館 35人	講座「家庭における男女の役割」 「男女共同参画社会づくり」 (人権教育懇談会と共催)	男女共同参画推進室 女性相談員 男女共同参画推進室推進係長
14	1月18日(火) 午後1時30分 北部公民館	北部公民館 高齢者大学 30人	講座 「女性も男性も仲良く」 アトラクション クラリネットの演奏	長野県教育委員会 心の支援室 人権教育推進員 宮下英子さん 男女共同参画室長 (伴奏) 野村さん

女性相談窓口

・・・女性に関する様々な問題、悩みを共に受け止め
一緒に解決への道を探します。・・・

お気軽にご相談ください。

毎週月・水・金(祝日・休日を除きます)

電話相談 午前9時～午後5時

専用電話 0269-23-^{しんぱいぜろ}4810

心配ゼロと覚えてください。

面接相談 午前9時～午後5時 **予約してお受けします**

相談場所 中野市人権センター
(中央公民館と同敷地内)

相談内容 家庭内のもめごと 不和 離婚 職場の人間関係
配偶者の暴力 ストーカーなど

話すことで気持ちの整理がつくこともあります。
より専門の窓口を紹介することもあります。

秘密は絶対にまもられますので安心してご相談ください。

※ このことに関するお問合せは
中野市 くらしと文化部 男女共同参画推進室
電話 22-2111(内線 254)

部長	男女共同参画推進室長	推進係長	相談員

平成22年度女性相談受理状況

1 月別

月別	相談	継続相談	合計	21度実績	比較
4月	6	1	7	2	5
5月	3	1	4	14	△ 10
6月	7	11	18	14	4
7月	5	16	21	12	9
8月	1	3	4	9	△ 5
9月	5	8	13	14	△ 1
10月	2	11	13	22	△ 9
11月		6	6	8	△ 2
12月	3	6	9	19	△ 10
1月	5	5	10	10	0
2月	5	3	8	5	3
3月	2	10	12	9	3
合計	44	81	125	138	△ 13

2 相談内容

内容	件数
夫婦問題	11
離婚	6
暴力 (DV)	6
性格・生活	
異性	
家族	9
子ども	1
育児	
結婚	1
介護	
ストーカー	
財産・相続	
精神	1
その他	9
合計	44

3 相談者年齢

年代	件数
20歳代以下	4
30歳代	16
40歳代	6
50歳代	3
60歳代	8
70歳代	5
80歳代以上	2
合計	44

4 相談手段

	件数
電話相談	67
面接	58
合計	125

○中野市男女共同参画推進条例

平成18年12月21日条例第42号

中野市男女共同参画推進条例

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本施策（第10条—第17条）

第3章 中野市男女共同参画審議会（第18条—第23条）

第4章 雑則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりの推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び地域団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- （2）セクシュアル・ハラスメント 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動をいう。
- （3）ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者による身体的、心理的若しくは性的な危害又はそのおそれのある行為、経済的虐待、社会的隔離等をいう。
- （4）市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- （5）事業者 個人又は法人その他の団体にかかわらず、市内において事業を行うものをいう。
- （6）地域団体 区、PTAその他一定の地域内に住所を有する者で組織された団体であって、その区域の住民相互の共同活動を行っているものをいう。
- （7）積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりは、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性が尊重されるとともに、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等による社会の制度又は慣行が、あらゆる人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が共に社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と地域及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活及び社会生活における活動において対等に責任を分担すること。
- (5) あらゆる場から男女間における暴力を根絶すること。
- (6) 生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されること。
- (7) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえ、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を策定し、実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職域、教育、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、相互に協力して男女共同参画社会づくりの促進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動並びに家庭生活その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(地域団体の責務)

第7条 地域団体は、基本理念にのっとり、その構成員の性別による固定的な役割分担意識を解消し、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に男女が共同して参画できる体制並びに男女が平等に能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

2 地域団体は、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(禁止行為)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女の人権を侵害する次の行為をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(表現上の留意事項)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、次の表現を行わないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識、ドメスティック・バイオレンス等を助長する表現及び連想させる表現
- (2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に実現するため、基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定にあたっては、市民、事業者及び地域団体の意見が反映されるように努めるものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市における体制整備)

第11条 市は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を円滑に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンスをはじめ、あらゆる悩みの相談に応じ、必要な指導や情報提供をするため、相談員を置くものとする。

(男女共同参画社会づくりに関する教育等)

第12条 市は、小学校、中学校その他あらゆる教育の場及び保育所において、男女共同参画社会づ

くりの促進に配慮した教育又は保育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動の充実)

第13条 市は、市民、事業者及び地域団体の男女共同参画社会づくりに関する理解を深めるために、広報活動の充実を図るものとする。

(苦情及び相談への対応)

第14条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策又はその促進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な措置を講じるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会づくりの推進を阻害すると認められる要因による人権侵害に関し、市民から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第15条 市長その他の市の執行機関は、付属機関の審議会等の委員の委嘱に当たり、積極的格差是正措置を講じ、付属機関の委員の構成において男女の均衡を図るように努めるものとする。

(活動の支援)

第16条 市は、市民、事業者及び地域団体の男女共同参画社会づくりの促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 中野市男女共同参画審議会

(設置)

第18条 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、中野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第19条 審議会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて、調査審議を行うものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 第14条の規定により申出があった苦情等についての市の対応に関する事項
- (3) その他男女共同参画社会づくりの推進に関する重要事項

2 審議会は、前項に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項に関して調査審議を行

い、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、必要な協力を求めることができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン」策定方針について

くらしと文化部男女共同参画推進室

○計画策定の趣旨

平成 11 年 6 月「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、そのためには、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会とすることが、21 世紀の最重要課題と位置づけられました。

中野市においては平成 19 年 4 月「中野市男女共同参画推進条例」を制定し、それに基づき、合わせて「中野市男女共同参画計画 共にいきいきなかのプラン 21」を策定し、男女平等の実現に向けた様々な取組みを進めてまいりました。

平成 19 年度から 23 年度までの 5 カ年の計画期間が満了し、この間、様々な施策を実施し、市民の男女共同参画に対する意識は若干上向きになりましたが、いまだに昔ながらの固定観念「男は仕事、女は家事・育児」が根強く男性も女性もその個性や能力を十分に発揮できているとはいえない状況です。

これらをふまえ、継続的に男女共同参画を推進する必要があるため、現計画をもとに策定します。

○計画の期間

平成 24 年度～平成 28 年度

○計画の主眼

平成 19 年度～23 年度男女共同参画計画を、市民意識調査等をもとにまとめた総括に基づいて、引き続き次の 3 項目を主眼として計画を策定します。

- 1 男女共同参画のための意識づくり
- 2 男女が共に社会活動へ参画するための環境づくり
- 3 男女が平等に支え合う自立した生活づくり

○重点事項

1 男女共同参画のための意識づくり

(1)市民の意識改革の啓発の推進

- ・研修会、学習会、講座等の充実を図る
- ・特に実践する者の育成を図る

2 男女が共に社会活動へ参画するための環境づくり

(1)男女が共に働きやすい職場環境づくり

- ・企業における育児・介護休業制度やワーク・ライフ・バランスの理念の導入、セクシャル・ハラスメント防止の啓発

(2)審議会等における女性委員の登用率 35%

- ・男女が対等な立場で参画する地域社会を築く

(3)防災分野における男女共同参画の推進

- ・被災時に男女双方の視点に配慮した男女共同参画の推進

3 男女が平等に支え合う自立した生活づくり

(1)女性相談の充実

- ・DVの防止

(2)介護関係の施設、ホームヘルパーの派遣等介護サービスの充実

- ・介護関係の施設等が利用しやすいように制度の充実を図る

(3)ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を支援する。

○計画策定の市民参加

(1) 市民意識調査（実施済）

- ・市内在住の20歳以上の者2,000人を無作為に抽出した者を対象に実施し計画策定の基礎資料とします。

(2) 意見募集

- ・パブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見を広く求め、提出された意見を考慮して計画策定を行います。

○計画策定組織

(1) 中野市男女共同参画審議会

中野市男女共同参画推進条例に基づき、諮問、答申を得ます。

(2) 中野市男女共同参画推進本部

委員会・幹事会で計画案を協議し検討します。

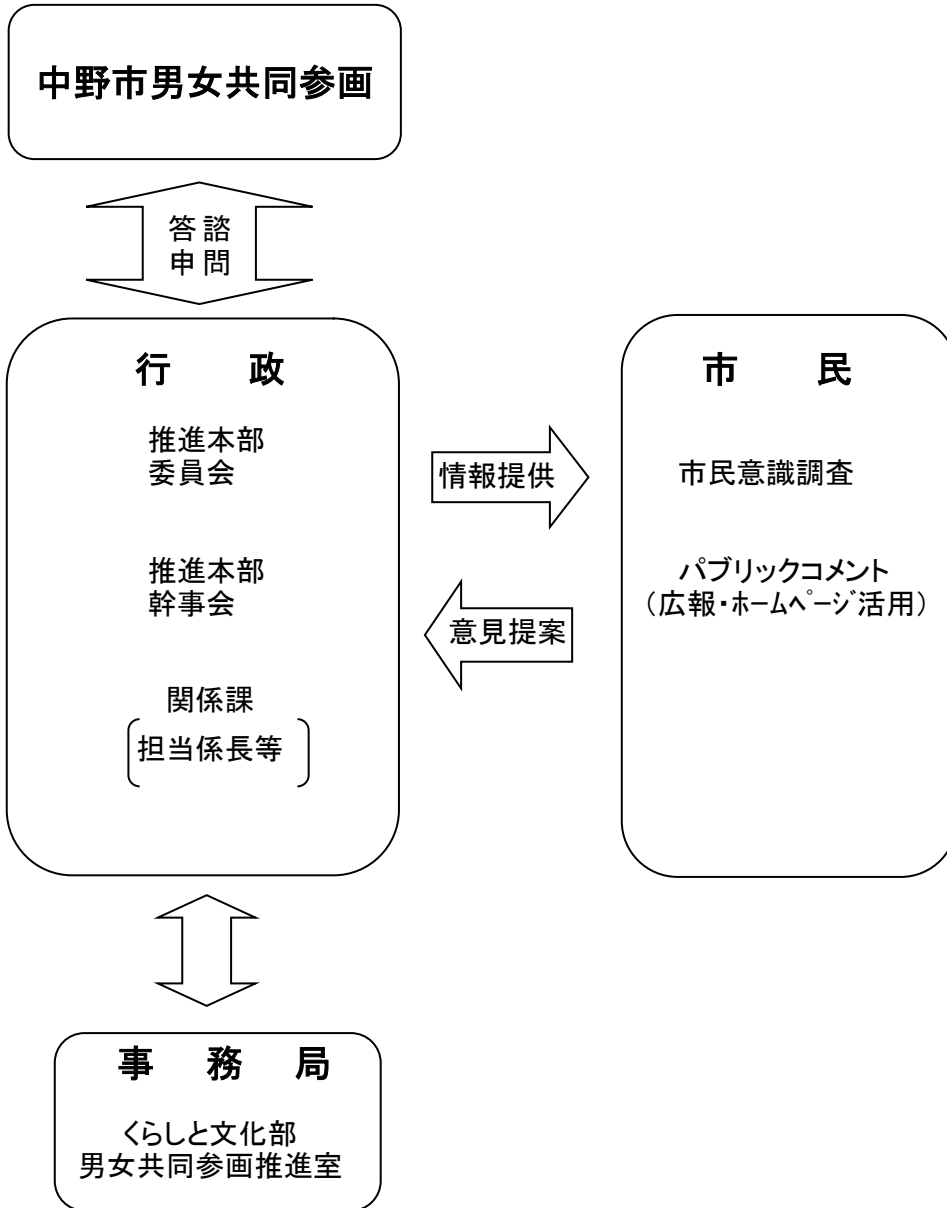
(3) 事務局

計画案を作成し、庶務、調整にあたります。

中野市男女共同参画計画(平成24年度～28年度)策定計画日程表

日付	作業計画	備考
22.6.17	中野市男女共同参画計画の策定について	起案(決裁22.7.7)
22.9.24	市民意識調査の実施について(20歳以上2000人無作為抽出)	起案(決裁22.9.30)
22.10.14	総合調整会議	(策定・意識調査・日程等説明)
22.10.28	市民意識調査発送	
22.12.17	市民意識調査解析等業務委託	(株)信防エディックス(23.2.15完了)
23.2.23	男女共同参画審議会	(策定・意識調査・日程等説明)
23.6.16	総合調整会議 ・計画策定方針案、スケジュールを説明	副市長了承済
23.6.23	男女共同参画審議会①(改選後) ・会長・副会長の選出ほか ・計画策定方針、スケジュールを説明	
23.7月中	中野市男女共同参画計画の見直しについて《各課に依頼》	見直し期間(約1ヶ月)
23.8月中	男女共同参画推進室において各課見直し後の取りまとめと素案作成	
23.9月中	推進本部幹事会 ・素案について見直し	
23.9月中	推進本部委員会 ・素案の説明	
23.9月中	男女共同参画審議会へ諮問→(内容を審議)	
23.10月中	10月議会定例全員協議会で説明	
23.10月中	パブリックコメント (期間 10/1～10/31)	
23.11月中	男女共同参画審議会「パブリックコメント」結果報告	
23.11月中	男女共同参画計画審議会から答申	
23.12月中	男女共同参画計画決定	
24.1～3	公表 印刷 概要版全戸配布	

策 定 体 制



中野市男女共同参画社会の形成に関する

平成 22年度 事業実績

平成 23年度 事業計画

中野市男女共同参画推進本部

(中野市 くらしと文化部 男女共同参画推進室)

目 次

基本目標 1 男女共同参画のための意識改革

課題 1	男女平等への意識改革と啓発	
	(1) 男女平等意識についての社会的機運の醸成	1
	(2) 家庭における男女平等と協力	5
課題 2	男女平等実現のための教育の推進	
	(1) 幼児教育及び学校教育における男女平等教育の推進	6
	(2) 生涯学習における男女平等学習の推進	9
課題 3	国際感覚の育成と交流の推進	
	(1) 国際理解と交流の推進	15
	(2) 在住外国人が暮らしやすい環境の整備	16

基本目標 2 男女が共に社会活動へ参画するための環境整備

課題 1	男女が共に働きやすい環境づくり	
	(1) 事業者への啓発	18
	(2) 働く男女の労働環境整備	19
	(3) 職業能力の向上・開発支援	22
課題 2	地域社会活動への参画	
	(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進	24
	(2) 古い慣習や制度の見直し	26
	(3) 男女の社会参加への支援	29

基本目標 3 男女が平等に支え合う自立した生活づくり

課題 1	男女の性の尊重と健康づくり	
	(1) 性の理解と母性保護・母子保健の充実	30
	(2) 健康づくりの推進	32
課題 2	あらゆる暴力の根絶	
	ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ ハラスメントの被害防止	38
課題 3	子育て・介護制度の充実	
	(1) 子育て支援の制度・施設の充実	40
	(2) 地域社会が行う介護保険制度・障害者自立支援の充実	45
課題 4	生活の安定と生きがいづくり	
	(1) 生活の安定	51
	(2) 生きがいづくりの推進	52
	(3) 母子家庭等の援助制度の充実	55

目標	1	男女共同参画のための意識改革
課題	1	男女平等への意識改革と啓発
施策	(1)	男女平等意識についての社会的機運の醸成

事業名	平成22年度事業実績	平成23年度事業計画	所管課
市民に対する啓発の充実	○ 行政相談における国・県・市で行っている仕事についての相談・問い合わせ・要望などの中で、男女共同参画に関する案件についても相談等に応じることとしていたが該当する相談等はなかった。	○ 行政相談における国・県・市で行っている仕事についての相談・問い合わせ・要望などの中で、男女共同参画に関する案件についても相談等に応じる。	庶務課
	○ 社会福祉法に基づく福祉の向上や人権教育の推進及び人権啓発を行う拠点である人権センターで、福祉などに関する総合的な事業や人権課題に対する理解を深めるための活動を行った。 ・ 相談事業 在住外国人も含め、社会的に弱い立場にある人の生活相談に応じ、自立支援の指導・助言を行った。 ・ 地域交流事業 料理教室や健康教室などの事業を通して、さまざまな人たちとの交流を行った。	○ 社会福祉法に基づく福祉の向上や人権教育の推進及び人権啓発を行う拠点である人権センターで、福祉などに関する総合的な事業や人権課題に対する理解を深めるための活動を行う。 ・ 相談事業 在住外国人も含め、社会的に弱い立場にある人の生活相談に応じ、自立支援の指導・助言を行う。 ・ 地域交流事業 料理教室や健康教室などの事業を通して、さまざまな人たちとの交流を行う。	人権センター

目標	1	男女共同参画のための意識改革
課題	1	男女平等への意識改革と啓発
施策	(1)	男女平等意識についての社会的機運の醸成

事業名	平成22年度 事業実績	平成23年度 事業計画	所管課
市民に対する啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「中野市男女共同参画推進条例」や「共にいきいきなかのプラン21」を用いた研修等を通じ、市民に周知啓発を図った。 ○ 窓口や、公民館等にダイジェスト版を置き、市民に周知した。 ○ 男女共同参画に関する啓発紙「交差点」の発行、「広報なかの」やホームページへ記事を掲載することにより意識啓発を図った。 「交差点」4回発行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「中野市男女共同参画推進条例」や「共にいきいきなかのプラン21」を用いた研修等を通じ、市民に周知啓発を図る。 ○ 窓口や、公民館等にダイジェスト版を置き、市民に周知する。 ○ 男女共同参画に関する啓発紙「交差点」の発行、「広報なかの」やホームページへ記事を掲載することにより意識啓発を図る。 	男女共同参画推進室
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習のまちづくりの中での男女共同参画の推進を図るため、「中野市生涯学習基本構想」を周知した。 ダイジェスト版を会議等で配布して啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習のまちづくりの中での男女共同参画の推進を図るため、「中野市生涯学習基本構想」の周知を行う。 ダイジェスト版を会議等で配布して啓発を図る。 	生涯学習課
人権センターまつりの開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権センターまつりの開催 参加 約320人 人権センター 中央公民館 平成22年10月2日(土) ・ 人権センターを利用している皆さんの作品展 ・ 老人クラブ会員の作品展 ・ 児童生徒のポスター展示 ・ 講演会 ・ 野外チャリティ ・ 血圧測定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権センターまつりの開催 社会的に弱い立場にある人たちと地域住民が集い、交流を行う中で人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図り、人権問題の解決に資する。 	人権センター

目標	1	男女共同参画のための意識改革
課題	1	男女平等への意識改革と啓発
施策	(1)	男女平等意識についての社会的機運の醸成

事業名	平成22年度 事業実績	平成23年度 事業計画	所管課
差別をなくす市民集会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差別をなくす市民集会の開催 参加者 約 527 人 平成22年11月15日(月) 中野市民会館ホール ・ 講師 奥田 均 演題「差別のカラクリ」 ～ これからの差別の 捉え方・提案 ～ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差別をなくす市民集会の開催 差別のない明るい中野市を築くため、市民一人ひとりが、人権の尊さについて考える機会として市民集会を開催する。 	人権政策課
差別をなくす講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差別をなくす講演会の開催 参加者 約 153 人 平成23年2月22日(火) 中野市中央公民館講堂 ・ 講師 岩国 真一郎 演題「こんなときだからこそワーク・ライフ・バランス」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差別をなくす講演会の開催 差別のない明るい中野市を築くため、人権の尊厳について、市民と共に考える機会として、差別をなくす講演会を開催する。 	人権政策課
教育、行政に携わる職員の研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般職員を対象に、講演会を年3回行った。 受講者 262 人(1日2回含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全職員を対象に、あらゆる差別をなくすべく意識改革を図るため研修会を開催する。 	庶務課

目標	1	男女共同参画のための意識改革
課題	1	男女平等への意識改革と啓発
施策	(1)	男女平等意識についての社会的機運の醸成

事業名	平成22年度 事業実績	平成23年度 事業計画	所管課
情報、資料の収集、提供	<p>○ 図書館利用の多様化に対処し、各分野にわたり広く資料を収集整備し、図書の実を図った。</p> <p>○ 市立図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書購入 #### 冊 ・ 寄贈図書 #### 冊 ・ 視聴覚資料 購入 紙芝居 65 点 CD 101 点 DVD 94 点 <p>○ 北部分館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書購入 133 冊 ・ 寄贈図書 36 冊 <p>○ 西部分館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書購入 137 冊 ・ 寄贈図書 42 冊 <p>○ 豊田分館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書購入 539 冊 ・ 寄贈図書 61 冊 	<p>○ 図書館利用の多様化に対処し、各分野にわたり広く資料を収集整備し、図書の実を図る。</p> <p>○ 中野市立図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書購入 #### 冊 ・ 視聴覚資料 67 点 <p>○ 北部分館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書購入 140 冊 <p>○ 西部分館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書購入 140 冊 <p>○ 豊田分館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書購入 550 冊 	図書館